

建築主等及び設計者等のみなさまへのお願い

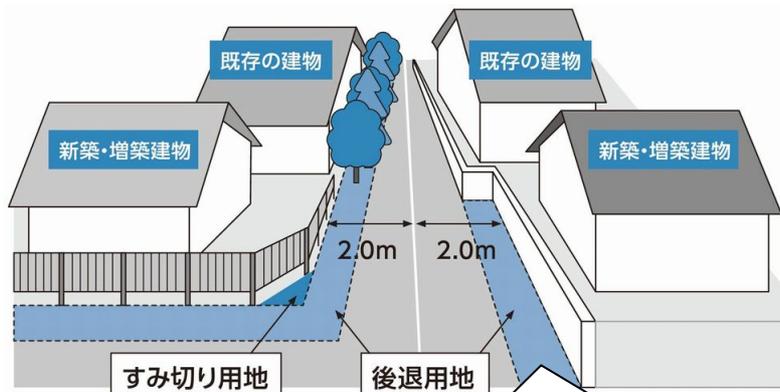
多治見市 狭あい道路整備推進事業

狭あい道路

狭い道 みんなで広げて

きょうあいどうろ

郷愛道路



「後退用地」内に存在する門、塀、擁壁、生け垣、水道メーターや公共汚水ますなどを除去・移設し、幅員4m以上の道路空間の確保・整備を目指します。

制度を拡充しました

- ・補助限度額が
87万円⇒100万円に！
- ・上下水道施設の移設の補助率が
50%⇒100%に！

1. 狭あい道路整備推進事業とは

建築基準法では「道路」は幅員が4メートル以上あることとされています。しかしながら、市内には「狭あい道路」と呼ばれる幅員4メートル未満の道路がたくさん存在します。当事業は、この狭あい道路（特に幅員4メートル未満の市道）を拡幅整備し、幅員4メートルの道路空間を確保するものです。

2. 狭あい道路整備を行う理由とは

狭あい道路のままでは、災害時の避難や救急時に緊急車輛の進入ができなかったり、日常の通風・採光・日照などの良好な生活環境の保全に支障となります。

これらの問題を解消し、道路本来の機能を回復するために、狭あい道路整備を行う必要があります。

3. 狭あい道路整備推進事業の内容

① 建築計画がある方は工事を行う前に、開発指導課に相談してください。

狭あい道路に接した土地に家を建てる等の建築計画がある方は、計画図を持参して、後退用地（狭あい道路の中心線から2メートル後退した部分）の整備について開発指導課に相談してください。

② 後退用地の整備に要する費用の一部を補助します。

後退用地内に存在する門、塀、擁壁、生け垣、水道メーターや公共汚水ます等は除去・移設する必要があります。これらの除去・移設に要する費用と後退用地を舗装する費用に対する補助制度がありますのでご活用ください。（補助申請前に着工した場合は補助できません。）

※詳細については次ページ以降をご覧ください。

狭あい道路整備推進事業の詳細について

(1) 狭あい道路整備の対象となる箇所及び整備内容について

「後退用地」内に存在する門、塀、擁壁、生け垣、水道メーターや公共汚水ますなどを除去・移設し、幅員4m以上の道路空間の確保・整備を目指します。

また、「道路」内にある水道メーターや公共汚水ますの移設も対象となります。

(2) 補助制度について

後退用地を整備するための費用に対する補助金交付制度があります。

補助金交付の条件は下記のとおりです。

【条件】① 官民境界立会等で道路境界線、道路中心線を確定する

② 後退用地内に存する後退支障物を除去・移設する

③ 後退用地を舗装する

④ 杭等により後退用地を明確にする

※上記のいずれも建築主の方に行っていただきます。

整備に要する費用の基準額、補助率及び補助限度額等は下記のとおりです。

補助対象事業の工種		整備に要する費用の基準額		補助限度額	
		単位	金額	補助率	補助金の額
舗装	アスファルト舗装	舗装面積1㎡につき	7,700円	1/2以内 すみ切り用地は10/10以内	当該事業に要する経費と基準額により算出した事業費の合計とを比較して、いずれか少ない額に補助率を乗じた額とする。ただし、各工種の合計が申請1件につき100万円までとする。※4(千円未満切り捨て)
	その他	舗装面積1㎡につき	3,300円		
門柱、塀等	除去	見付面積1㎡につき	7,000円		
	移設 ※1	見付面積1㎡につき	23,000円		
柵、門扉等 生け垣(高さ1.5m未満)を含む	除去	延長1mにつき	3,500円		
	移設	延長1mにつき	21,000円		
樹木(高さ1.5m以上)	除去	1本につき	8,800円		
	移設	1本につき	11,000円		
擁壁の移設		見付面積1㎡につき	68,000円		
水道メーターの移設 ※2		1箇所につき	53,000円		
公共汚水ますの移設 ※2		1箇所につき	103,000円		
道路構造物等の移設 ※3		1件につき	別に定める額		

※1 ブロック塀の移設は、移設後の高さが最大で0.6m未満である場合に限る。
 ※2 水道メーターの移設及び公共汚水ますの移設にあつては、狭あい道路内に存する場合も含む。
 ※3 道路構造物等の移設については、道路管理者が移設を必要と認めた場合であつて交付対象者が自費工事にて移設する場合に限る。
 ※4 すみ切り用地の補助限度額は「制限なし」

(3) 後退用地の管理及び課税について

「一般公共の用に供する道路として使用されることの承諾」をしていただければ、後退用地の扱いは下記のとおりとなります。

① 後退用地の管理及び舗装の補修について

- ・後退用地の管理は建築主等となります。
- ・舗装が損傷した際は市が補修しますので開発指導課に申し出て下さい。
(市が指定した仕様で舗装されている場合に限りです)

② 後退用地の非課税措置について

- ・後退用地部分の固定資産税及び都市計画税は非課税とします。

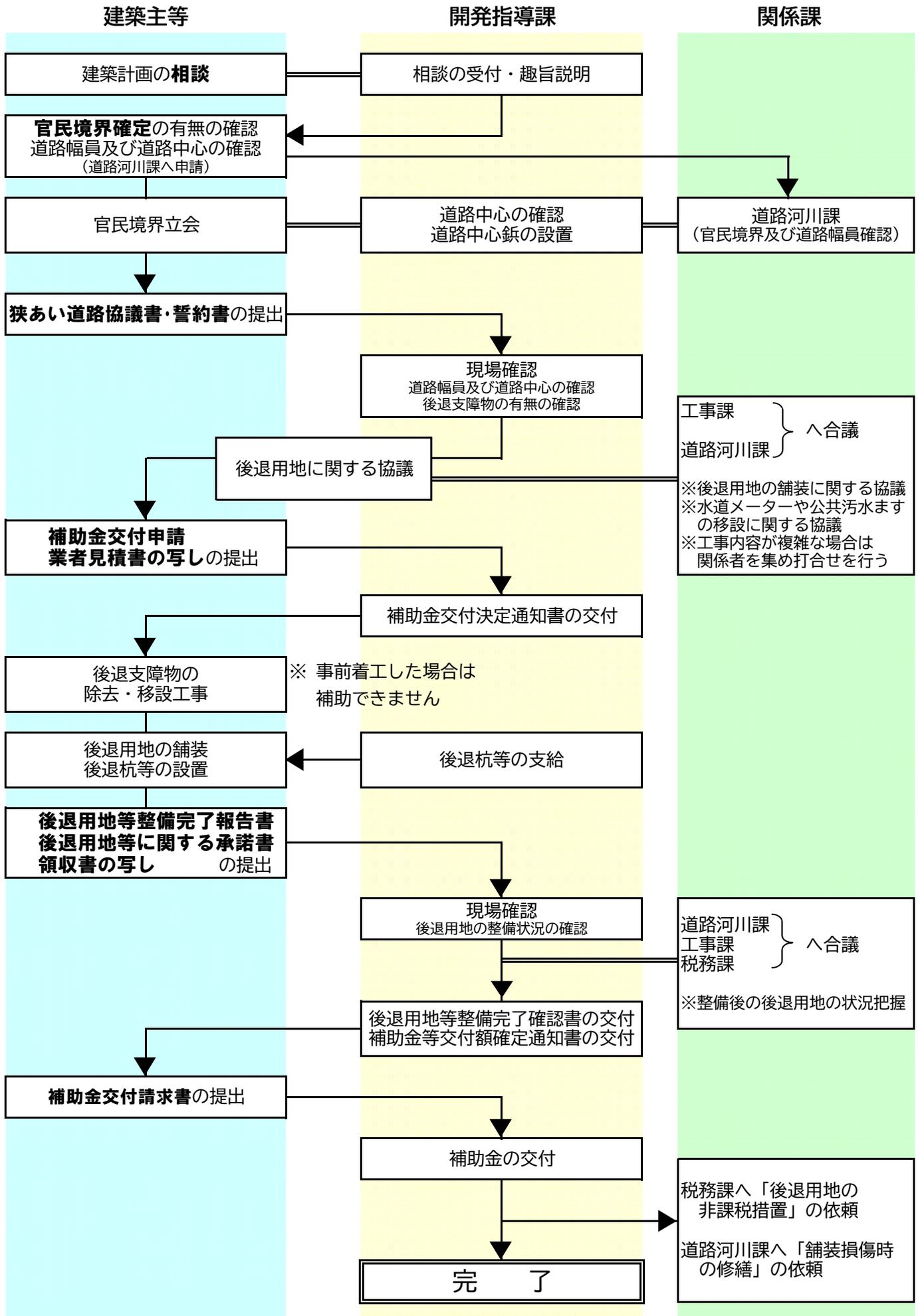
お問い合わせはこちらまで

多治見市役所
都市計画部
開発指導課



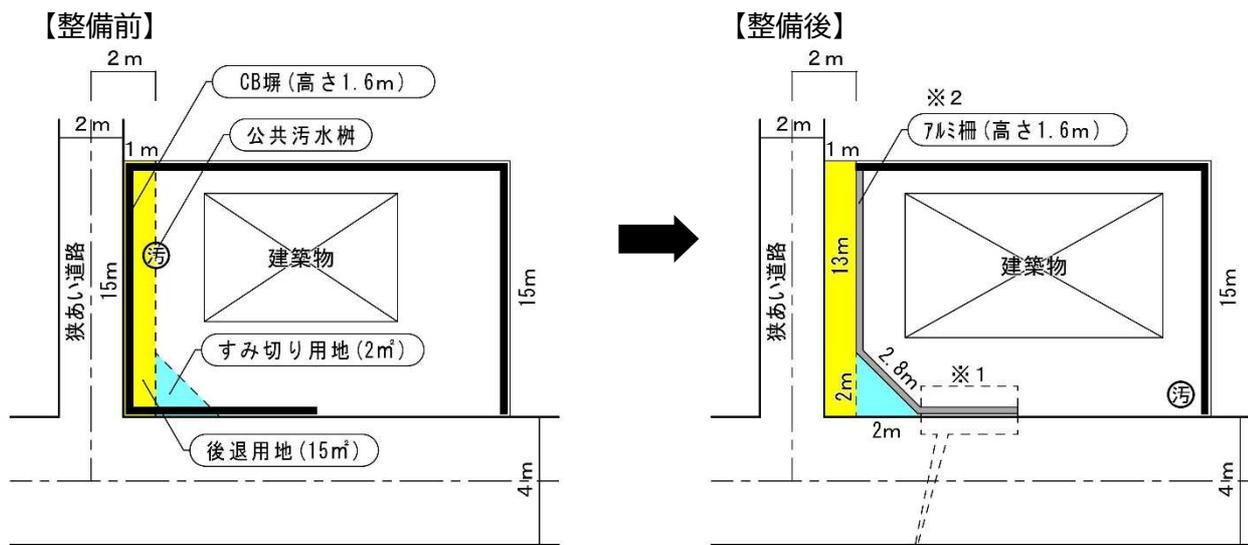
TEL: 0572-22-1336 (直通)
FAX: 0572-25-6436
〒507-8703
多治見市日ノ出町2丁目15番地

狭あい道路整備推進事業の流れ



補助金の交付例

下記の事例での補助金交付例です。



※ 1 は後退用地及びすみ切り用地とは関係ないため補助対象とはなりません。
 ※ 2 補助金を利用しCB塀を築造する場合は、高さ0.6m未満として下さい。

【後退用地の補助金内訳】

補助対象工程	施工量	単価	施工量×単価	算定率	補助金額
CB塀の撤去	高さ1.6m×長さ17m=27.2㎡	7,000円/㎡	190,400円	1/2	95,200円
後退用地のアスファルト舗装	幅1.0m×長さ15m=15.0㎡	7,700円/㎡	115,500円		57,750円
アルミ柵の設置	長さ13m	21,000円/m	273,000円		136,500円
公共汚水樹の移設	1箇所	103,000円/箇所	103,000円	10/10	103,000円
小計 ①					392,450円

※ 補助金の額を算定するときに使用する数値は、小数点第2位以下を切り捨て

【すみ切り用地の補助金内訳】

補助対象工程	施工量	単価	施工量×単価	算定率	補助金額
CB塀の撤去	高さ1.6m×長さ2m=3.2㎡	7,000円/㎡	22,400円	10/10	22,400円
すみ切り用地のアスファルト舗装	2.0m×2.0m÷2=2.0㎡	7,700円/㎡	15,400円		15,400円
アルミ柵の設置	長さ2.8m	21,000円/m	58,800円		58,800円
小計 ②					96,600円

※ 補助金の額を算定するときに使用する数値は、小数点第2位以下を切り捨て

【補助金交付額の計算】

小計 ① と 小計 ② の 合計	489,050円
補助金交付額(千円未満切り捨て)	489,000円



狭あい道路の
整備推進に
ご協力を
お願いします！

●お問い合わせはこちらまで
 多治見市役所
 都市計画部 開発指導課
 TEL:0572-22-1336(直通)
 FAX:0572-25-6436
 〒507-8703
 多治見市日ノ出町2丁目15番地